

ポイント解説速報

法務省、会社法改正に伴う「会社法施行規則等の一部を改正する省令」を公布

法務省は、2020年11月27日、「会社法の一部を改正する法律」（以下「改正法」という）等（2019年12月4日成立、同月11日公布）の施行に伴う「会社法施行規則等の一部を改正する省令」を公布しました。これに先立ち、同年11月24日に意見募集の結果について公表しています。なお、一部、省令案からの変更点があります。

以下、本改正のうち、会社法施行規則及び会社計算規則に関する主な項目について、その概要を紹介します。



ポイント

- 「会社法の一部を改正する法律」等（2019年12月4日成立、同月11日公布）における改正を踏まえ、関連する法務省関係政令及び会社法施行規則、会社計算規則その他法務省令の改正を行うものです。

【会社法施行規則関係】

- － 役員等の報酬に関する事項、役員等賠償責任保険契約や補償契約に関する事項等について、事業報告における開示事項が拡充されています。

【会社計算規則関係】

- － 改正法で導入された株式交付における株主資本等変動額に関する定め等が追加されています。
- － 改正法において、取締役又は執行役の報酬等として金銭の払込み等を要しないで株式を発行することができることとしていることから、その場合に増加する資本金の額等についての定め等が追加されています。

- 原則として、改正法の施行日（2021年3月1日）から施行されます。なお、一部、経過措置が設けられています。

I. 改正の概要

1. 定義の改正

改正法により一定の株式会社は社外取締役を置くことが義務付けられること（法327の2）、業務執行の社外取締役への委託に関する規定が設けられたこと（法348の2）に伴い、以下の定義の見直しが行われました。

- 「社外役員」（施規2III⑤ロ）
- 「社外取締役候補者」（同項⑦ロ）
- 「業務執行者」（同項⑥イ）

2. 取締役等の報酬等に関する規定の新設

(1) 取締役等の報酬等として交付される株式及び新株予約権等に関する規定の新設

改正法では、取締役又は執行役の報酬等として株式若しくは新株予約権又はこれらと引換えにする払込みに充てるための金銭を付与する場合には、既存の株主に持株比率の低下や希釈化の影響による経済的損失が生じる可能性があることから、付与の必要性を判断することができるように、定款又は株主総会の決議により法務省令で定める「一定の事項」を定めなければならないこととしています（法361I③～⑤、409III③～⑤）。当改正に基づき、「一定の事項」の具体的な内容が明確化されました（施規98の2～98の4、111～111の3）。

(2) 取締役の個人別の報酬等についての決定に関する方針に関する規定の新設

改正法では、取締役の報酬等の内容に係る決定手続等に関する透明性を向上させる観点から、上場会社等の取締役会は定款又は株主総会の決議により取締役（監査等委員である取締役を除く）の個人別の報酬等の内容が具体的に定められていない場合には、その内容についての決定方針を決定することが義務付けられました（法361VII）。当改正に伴い、次のとおり、決定すべき具体的な内容を定める規定が新設されました（施規98の5）。

- ① 取締役の個人別の報酬等（下記②③以外）の額又はその算定方法の決定に関する方針
- ② 取締役の個人別の報酬等のうち、業績連動報酬等がある場合、その業績指標の内容及び業績連動報酬等の額又は数の決定に関する方針
- ③ 取締役の個人別報酬のうち、非金銭報酬等がある場合、その内容若しくは数又はその算定方法の決定に関する方針
- ④ 上記①②③の割合の決定に関する方針
- ⑤ 取締役に対し報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針
- ⑥ 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定の全部又は一部を取締役その他の第三者に委任する場合に関する事項
- ⑦ 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定方法（⑥以外）
- ⑧ 上記①～⑦のほか、取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する重要な事項

(3) 取締役等の報酬等として株式を交付する場合に関する規定の新設及び整備

改正法においては、取締役又は執行役の報酬等として金銭の払込み等を要しないで株式を発行することができることとしています（法202の2、205III～V、209IV、445VI等）。当改正に伴い、会社計算規則に以下を定める規定が新設されました。（注1）

- － 上記の場合の株主資本の変動額（計規2III^㉔、42の2、42の3、54の2）
- － 株式引受権（注2）を計上する場合の貸借対照表の純資産の部における表示、株主資本等変動計算書における区分（計規76、96）
- － 株主資本等変動計算書に関する注記（計規105）

（注1）会計処理等に関しては、企業会計基準委員会が2020年9月11日に、実務対応報告公開草案第60号「取締役の報酬等として株式を無償交付する取引に関する取扱い（案）」等を公表し、2020年11月11日まで意見募集が行われた。

（注2）株式引受権とは、取締役又は執行役がその職務の執行として株式会社に対して提供した役務の対価として当該株式会社の株式の交付を受けることができる権利（新株予約権を除く）をいう（計規2III^㉔）。

3. 役員等賠償責任保険契約に関する規定の新設

改正法で定める「役員等賠償責任保険契約」（法430の3 I）に該当しない保険契約を定める規定が新設されました（施規115の2）。

4. 株式交付に関する規定の新設及び改正

改正法により組織再編の新たな手法として株式交付制度が新設されています（法2^㉔の2、法774の2～774の11、816の2～816の10等）。これについて、株式交付により他の株式会社を子会社としようとする場合における子会社（株式交付子会社）の範囲の定めが追加されました（施規4の2）。この規定により、自己及び子会社と合わせて議決権の50%超を保有することにより子会社化しようとする場合に限り、株式交付が可能であることが明確化されています。

また、株式交付子会社の株式の譲渡しの申込みに関する規定（施規179の2、179の3）、株式交付親会社の事前開示事項及び事後開示事項に関する規定（施規213の2、213の9）の新設、その他所要の改正が行われています（施規23^④、25VI^⑩、27^⑤、108^③リヌ、151^⑤、213の3～213の8、213の10、226^{④③}、232^{③⑥}、234^{⑤④}、236^{②⑧}）。

また、会社計算規則の以下の改正等を行うほか、所要の規定の整備が行われています（計規54 II、55 II^⑩）。

- － 株式交付における株主資本等変動額に関する規定（計規39の2）
- － 株式に係る特別勘定に関する規定（計規12）
- － 株式交付が無効とされた場合等における資本金の額の増減に関する規定（計規25 II^{③⑤}）

5. 株主総会資料の電子提供制度に関する規定の新設及び整備

改正法の株主総会資料の電子提供制度（法325の2～325の7）の新設に伴い、本改正では、電子提供措置をとる方法に関する規定（施規95の2）、電子提供措置をとる場合における招集の通知の記載事項に関する規定（施規95の3）及び書面交付請求をした株主に対して交付する書面（電子提供措置事項記載書面）に記載することを要しない事項に関する規定（施規95の4）の新設のほか、所要の規定の整備が行われています（施規41⑦号、54⑦等）。

また、連結計算書類に係る監査報告又は会計監査報告に記載され、又は記録された事項に係る情報についての電子提供措置に関する規定が新設されています（計規134III）。

6. 株主総会参考書類に関する規定の改正（※1）（※4）

(1) 役員等の選任に関する議案に関する規定の改正

① 補償契約及び役員等賠償責任保険契約（※2）

改正法による補償契約及び役員等賠償責任保険契約に関する規定の新設（法430の2、430の3）に伴い、取締役、会計参与、監査役又は会計監査人の選任に関する議案を株主総会に提出する場合における株主総会参考書類に、補償契約や役員等賠償責任保険契約の内容の概要を記載が求められることになりました（施規74Ⅰ⑤⑥、74の3Ⅰ⑦⑧、75⑤⑥、76Ⅰ⑦⑧、77⑥⑦）。

② 親会社等との関係（※3）

上場子会社における少数株主保護の議論等を踏まえ、株主総会参考書類における役員（取締役及び監査役）候補者と親会社等の関係に関する記載事項が拡充されています（施規74III③、IV⑦ロハ、74の3III③、IV⑦ロハ、76III③、IV⑥）。

③ 社外取締役の役割

社外取締役の活用に関する議論等を踏まえ、社外取締役候補者に期待される役割を株主総会参考書類の記載事項とすること（施規74IV③、74の3IV③号）など、役員等候補者に関する株主総会参考書類の記載事項を見直すとともに、所要の規定の整備が行われています（施規74IV④、74の3IV④）。

(2) 社外取締役を置くことが相当でない理由に関する規定の削除等

改正法により一定の株式会社は社外取締役を置くことが義務付けられること（法327の2）に伴い、株主総会参考書類に社外取締役を置くことが相当でない理由を記載しなければならないこととする従前の規定（改正前の施規74の2）を削除するとともに、所要の規定の整備が行われています（改正前の施規94Ⅰ②の削除）。

(3) 株式交付計画の承認に関する議案に関する規定の新設

株式交付制度の新設に伴い、取締役が株式交付計画の承認に関する議案を株主総会に提出する場合における株主総会参考書類に記載すべき事項を定める規定（施規91の2）が新設されています。

<経過措置>

（※1）施行日（2021年3月1日、以下同様）前に招集手続が開始された株主総会又は種類株主総会に係る株主総会参考書類の記載については、なお従前の例による（附則2Ⅰ）。

- (※2) 施行日以後に締結された補償契約及び役員等賠償責任保険契約について適用する（附則2VI）。
- (※3) 施行日以後にその末日が到来する事業年度のうち最初のものに係る定時株主総会より前に開催される株主総会又は種類株主総会に係る株主総会参考書類の記載については、なお従前の例による（附則2VII）。
- (※4) 改正法により一定の株式会社に改正施行規則においては、「社外役員」及び「社外取締役候補者」の定義が改正されている（施規2III⑤、⑦）が、施行日以後にその末日が到来する事業年度のうち最初のものに係る定時株主総会より前に開催される株主総会又は種類株主総会に係る株主総会参考書類の記載に係る社外役員及び社外取締役候補者については、なお従前の例による（附則2VIII）。

7. 事業報告に関する規定の改正（※7）

事業報告の記載事項について以下のような見直しを行うとともに、所要の規定の整備が行われています（施規133III①等）。

- (1) 上場子会社における少数株主保護の議論等を踏まえ、当該株式会社に親会社がある場合において、当該親会社との間に当該株式会社の重要な財務及び事業の方針に関する契約等が存在するときは、事業報告においてその内容の概要を記載する（施規120I⑦）。
- (2) 当該株式会社の役員等賠償責任保険契約に関する事項や当該株式会社が取締役、会計参与、監査役又は会計監査人と締結している補償契約に関する事項を記載する（施規119②の2、121③の2～③の4、121の2、125②～④、126⑦の2～⑦の4）。（※5）
- (3) 取締役、会計参与、監査役又は執行役の報酬等に関する記載事項を拡充する（施規121④イロ、⑤の2～⑥の3）。
- (4) 報酬等として付与された株式や新株予約権等に関する記載事項を追加する（施規122I②、123①）。
- (5) 事業年度の末日において社外取締役を置いていない一定の株式会社は、社外取締役を置くことが相当でない理由を当該事業年度に係る事業報告に記載しなければならないこととする規定等（改正前の施規124II、III）を削除する。（※6）
- (6) 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要を記載する（施規124④ホ）。

【図表】 事業報告における開示の拡充

区分	記載項目	関連条文
株式会社の現況に関する事項	株式会社に親会社がある場合において、当該親会社との間に当該株式会社の重要な財務及び事業の方針に関する契約等が存在するときは、事業報告においてその内容の概要 (上記(1))	120 ⑦
株式会社の会社役員に関する事項	会社役員等の報酬 (上記(3))	<ul style="list-style-type: none"> - 報酬等の種類ごとの総額 (注3) 121④ - 業績連動報酬等に関する事項 (注4) 121⑤の2 - 非金銭報酬等に関する事項 121⑤の3 - 報酬等についての定款の定め又は株主総会の決議による定めに関する事項 121⑤の4 - 報酬等の決定方針に関する事項 121⑥、⑥の2 - 取締役会の決議による報酬等の決定の委任に関する事項 121⑥の3
	取締役、会計参与、監査役又は会計監査人と締結している補償契約に関する事項 (上記(2))	121③の2～③の4
株式会社の株式に関する事項	職務執行の対価として株式会社が交付した株式に関する事項 (上記(4))	122 ②
株式会社の新株予約権に関する事項	職務執行の対価として株式会社が交付した新株予約権等に関する事項 (上記(4))	123①
社外役員等に関する特則	社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要 (上記(6))	124④ホ
株式会社の役員等賠償責任保険契約に関する事項 (上記(2)) (注5)		119②の2、121の2等

<省令案からの主な変更点>

(注3) 取締役の中でも社外取締役と業務執行取締役を中心とするそれ以外の取締役とでは、期待されている役割が異なり、企業統治の観点から付与すべきインセンティブも異なると考えられ、報酬等の種類ごとの総額は社外取締役と他の取締役に分けて記載すべきとの意見が寄せられた。当該指摘を踏まえ、省令案を修正し、社外役員等の報酬等に関する記載についても、業績連動報酬等、非金銭報酬等及びその他の報酬等に分けてその総額又は額を記載しなければならないこととしている。

(注4) 省令案では、業績連動報酬の額又は数の算定に用いた「業績指標の数値」(同号ハ)を開示事項としていたが、未公開情報であるKPIの数値を開示することが事実上強制されることとなり適切ではない等の意見を踏まえ、省令案を修正し、「業績指標の数値」ではなく、「業績指標に関する実績」を事業報告の記載事項とすることとした。なお、開示府令は、業績連動報酬について「業績連動報酬の額の決定方法」(第二号様式記載上の注意(57) a)及び業績連動報酬に係る指標の目標及び実績(同c)等の記載を求めており、前記の修正後の規定はこれらとも整合的であるとしている。

(注5) 省令案では、保険者の氏名又は名称の開示を求めるものとしていたが、個別の取引の守秘性等との比較衡量において、開示による不利益が開示の意義を上回るなどという理由から、保険者の氏名又は名称の開示を求めることに強く反対する意見が比較的多く寄せられたこと等を踏まえ、省令案を修正し、保険者の氏名又は名称の開示は求めないこととしている。

<経過措置>

- (※5) 施行日以後に締結された補償契約及び役員等賠償責任保険契約について適用する（附則2X）。
- (※6) 施行日前にその末日が到来する事業年度のうち最終のものに係る株式会社の事業報告における改正前施行規則124条2項の理由（事業年度の末日において社外取締役を置くことが相当でない理由）の記載及び記録等については、なお従前の例による（附則2XI）。
- (※7) 改正法により改正施行規則においては、「社外役員」の定義が改正されているが、施行日前にその末日が到来する事業年度のうち最終のものに係る株式会社の事業報告に係る社外役員については、なお従前の例による（附則2XII）。

8. その他

上記のほか、全部取得条項付種類株式の取得及び株式の併合における事前開示事項に関する規定の改正、社債に関する規定の改正等が行われています。

II. 施行時期及び経過措置

原則として、改正法の施行日（2021年3月1日）から施行されます（改正省令附則1条本文）。

ただし、会社法施行規則、会社計算規則等に係る改正規定のうち、株主総会資料の電子提供制度に関する改正規定（改正省令附則1条ただし書に規定する規定）は、改正法附則1条ただし書に規定する規定の施行の日（改正省令附則1条ただし書）から施行予定です。

また、上述（※1）～（※7）の経過措置が設けられています。

編集・発行

有限責任 あずさ監査法人

azsa-accounting@jp.kpmg.com

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2020 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.